

# 食材料費の取り扱いについて

平成31年3月19日

津市健康福祉部 子育て推進課



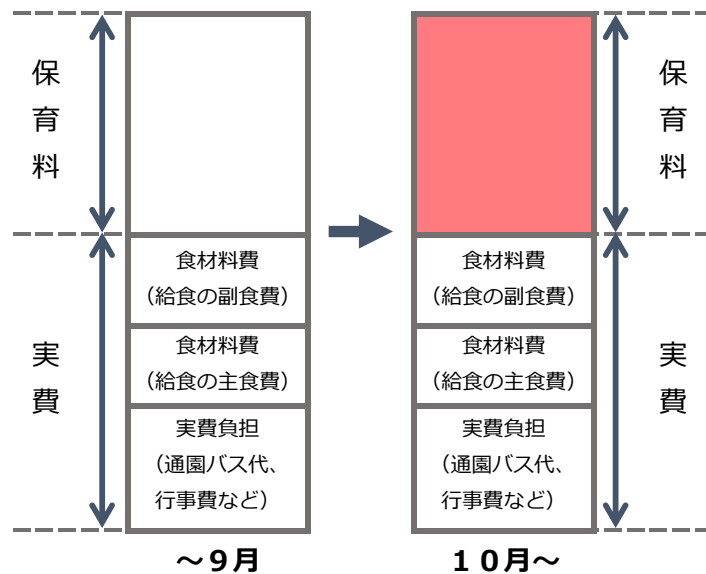
## 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き副食費を免除（現物給付）。
    - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
  - さらに、副食費の免除対象の拡充を検討。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

### 1号認定子ども（教育利用・3歳以上の子ども）

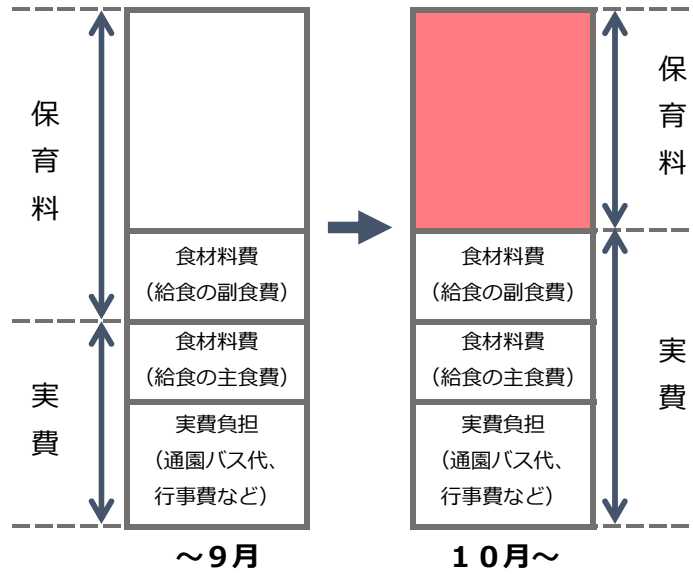
対象施設：幼稚園、認定こども園（教育利用）



食材料費（給食の副食費）については実費負担

### 2号認定子ども（保育利用・3歳以上の子ども）

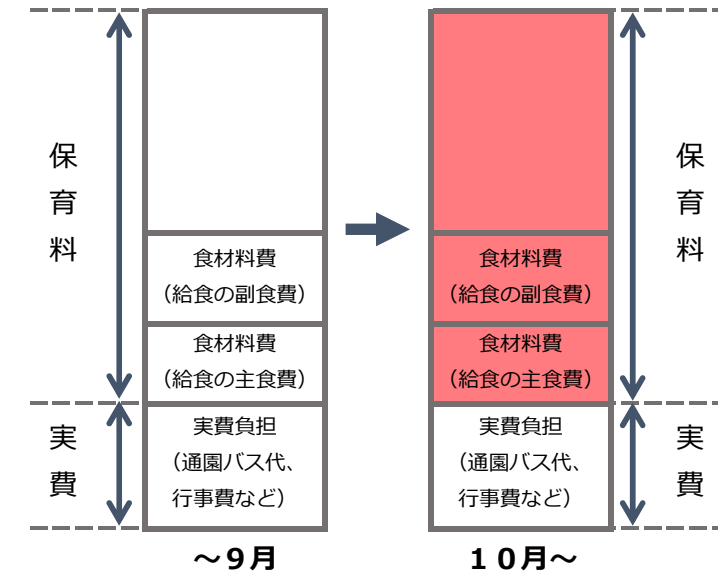
対象施設：保育所、認定こども園（保育利用）



食材料費（給食の副食費）は保育料負担から実費負担に

住民税非課税世帯の3号認定子ども（保育利用・3歳未満の子ども）

対象施設：保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業



食材料費（給食の主食費・副食費）については、  
保育料の一部として無償化の対象

## 取扱いの見直しに関する周知等

- 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう方策を検討する。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実を図る。
- 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を行う。

（参考）「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。

なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

## 現行制度における食材料費の取扱い（概要）

### （1）保護者の自己負担の方法

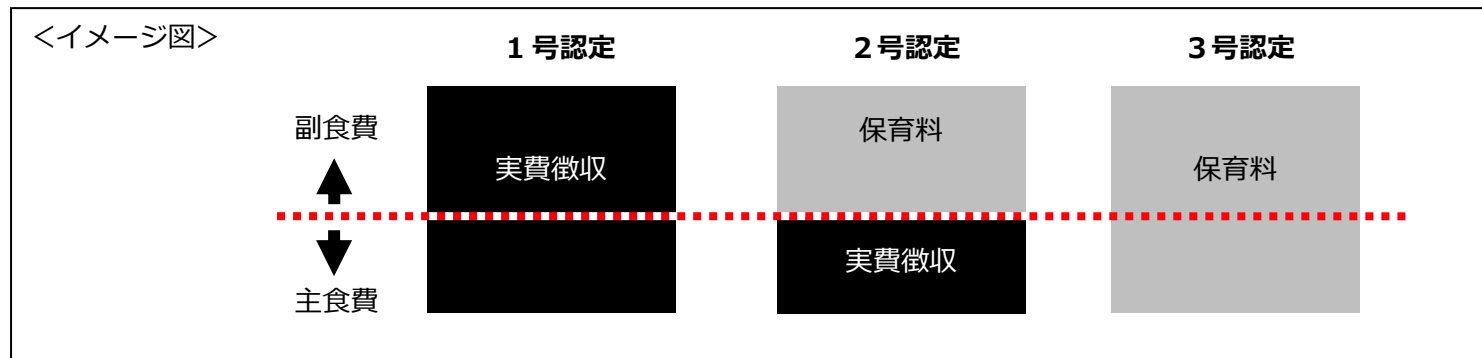
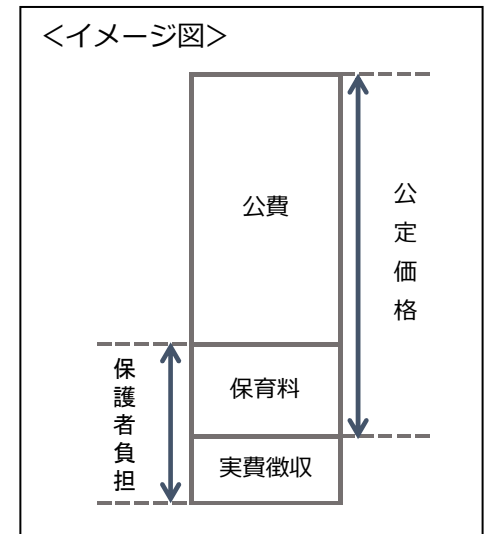
- ①保育料…保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②実費徴収…保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
  - 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用等
  - 事前の明示、同意

### （2）低所得者等の負担減免

- ①保育料…生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②実費徴収…生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

### （3）支給認定区分による食材料費の負担方法の違い

給食費のうち食材料費は、保護者の自己負担が原則（生活保護世帯等を除く）。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。

※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。